

# 山梨県公報

第五百十六号

令和六年

十一月十一日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス…四三七  
業者の指定の一部の効力の停止  
○富士川中流域地域森林計画の案の縦覧…四三七  
○富士川上流域地域森林計画の変更案の縦覧…四三七  
○開発行為に関する工事の完了について…四三七

## 公 告

●介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和六年十一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 処分をした年月日 令和六年十月二十八日  
二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
社会福祉法人山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目十番一	山梨県立青い鳥老人ホーム	笛吹市春日居町小松八百五十五番の百九十二	特定施設入居者生活介護・特定施設介護予防	一九七二八〇〇三七八

入居者生
活介護

### 三 処分内容及び期間

#### 1 処分の内容

平成十八年十月二十五日付け山梨県指令長第七百一十号の指定に係る事業所により行われる新規利用者へのサービス提供について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

#### 2 期間

令和六年十一月一日から令和七年一月三十一日まで

### ●富士川中流域地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により富士川中流域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県公式ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp>)及び山梨県峡南林務環境事務所において、令和六年十一月十二日から同年十二月六日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### ●富士川上流域地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川上流域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県公式ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp>)、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、令和六年十一月十二日から同年十二月六日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### ●開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年十一月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字向切詰五百六番  
六百二十二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村平野五百六番地の二  
百九十六中区七―十一―三 吉田 耕次